

固定資産税に

関するお知らせ



固定資産(土地)の

現況を調査します

固定資産税の評価の地目は、登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日の現況により認定し、その評価方法については、総務省が定める固定資産評価基準に基づく茂原市固定資産(土地)評価事務取扱要領によって行います。

◆調査対象

- ・土地の分筆・合筆・地目変更および現況の利用状況変更があった土地。
- ・家屋の新築・増築・用途変更があった土地。

現地調査は、随時市内全域にわたり行っていますので、ご協力をお願いします。

なお、調査職員は、「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

固定資産税(新築長期優良住宅)が減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を新築した場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

◆要件(次の要件を満たした場合に限ります)

- 1 平成21年6月4日から平成26年3月31日までの間に新築された住宅
- 2 長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅
- 3 住宅部分の床面積が1/2以上で、かつ50㎡(戸建以外の貸家住宅については40㎡)以上280㎡以下の住宅

◆減額内容

新築後5年間(一般の住宅)または7年間(3階建以上の準耐火構造および耐火構造住宅)、床面積が120㎡以下の住宅部分について、税額が1/2となります。

◆手続き

新築した翌年の1月31日までに、長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付し、申告書を提出してください。

1月は償却資産(固定資産税)の申告期間です

法人や個人で事業(工場・商店・農業・アパート経営など)を営んでいる場合、所有している事業用資産(機械・器具・備品・構築物など)には償却資産として固定資産税がかかります。償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在における償却資産の有状況を1月31日までに資産の所在地の市長に申告しなければなりません。所有している資産を確認のうえ、申告してください。

なお、申告期限近は窓口が混雑しますので、早めの提出をお願いします。また、「eLTAX」による電子申告もご利用できます。

お問い合わせは、

市資産税課(2階)

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

都市計画道路ひこぼし線が開通しました

市で昨年3月から10月にかけて実施した都市計画道路ひこぼし線の道路築造工事が無事完成し、11月11日に開通しました。

工事期間中、大変ご迷惑を



開通区間



工事完成後の様子

おかけしましたが、ご理解、ご協力ありがとうございました。お問い合わせは、市都市整備課(8階) ☎(20)1548、FAX(20)1606へ

ご利用ください! コミュニティ備品

財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献事業「コミュニティ助成事業」による助成金を受け、集会用テントを20張購入しました。

自治会のイベント等にぜひご利用ください。



お問い合わせは、市生活課(2階) ☎(20)1505 FAX(20)1600へ。